

報道関係者 各位

令和7年8月5日

【照会先】

第二部会担当審査総括室

室長 池内 伸好

(直通電話) 03-5403-2164

### 泉北ニシイ外1社不当労働行為再審査事件 (令和4年(不再)第38号・第39号) 命令書交付について

中央労働委員会第二部会(部会長 荒木尚志)は、令和7年8月4日、標記事件に関する命令書を関係当事者に交付しましたので、お知らせします。

命令の概要は、次のとおりです。

#### 【命令のポイント】

～ 先行事件の救済命令の履行問題に関する団交拒否については、再審査において救済を命ずべきことにならないとした事案 ～

先行事件の初審命令の履行問題に関する団交申入れについて、再審査係属中に先行事件の初審命令の救済部分は取り消されているため、当該救済命令の履行を求めた団交申入れの拒否に関する救済申立てについては、本件再審査において救済を命ずべきことにならない。

## I 当事者

第38号再審査申立人・第39号再審査被申立人

全日本建設運輸連帯労働組合近畿地方本部(「近畿地本」)(大阪市西区)

全日本建設運輸連帯労働組合関西地区生コン支部(「関生支部」)(大阪市西区)

第38号再審査被申立人

株式会社泉北ニシイ(「泉北ニシイ」)(堺市西区)

第39号再審査申立人・第38号再審査被申立人

臨海運輸株式会社(「臨海運輸」)(堺市西区)

## II 事案の概要

- 1 本件は、近畿地本及び関生支部(併せて「組合ら」)が、大阪府労働委員会が、先行事件において令和2年7月29日に交付した命令書(「先行事件初審命令」又は「先行事件初審命令書」)の履行及び臨海運輸に正社員として雇用されていた組合らの組合員である運転手の退職に伴う欠員の補充(「欠員補充」)に関して同年8月24日付けで申し入れた団交(「2. 8. 24 団交申入れ」)、並びに、関生支部が、欠員補充及び令和3年度の春闘に係る要求(「春闘要求」)に関して令和3年4月13日付けで申し入れた団交(「3. 4. 13 団交申入れ」)に、株式会社西井商店堺臨海生コン又は令和2年9月1日に同社を吸収合併した泉北ニシイ(吸収合併の前後を通じ「堺臨海生コン」)と臨海運輸(併せて「会社ら」)が応じなかったことが、労働組合法(「労組法」)第7条第2号の不当労働行為に該当するとして、大阪府労委に救済申立てをした事案である。
- 2 大阪府労働委員会は、2. 8. 24 団交申入れのうち、欠員補充に関して臨海運輸が団交に応じなかったのは労組法第7条第2号の不当労働行為に該当するとして、臨海運輸に対して文書交付を命じ、その余の申立てを棄却したところ、組合ら及び臨海運輸は、これを不服として、

それぞれ再審査を申し立てた。

### Ⅲ 命令の概要

#### 1 主文

本件各再審査申立てを棄却する。

#### 2 判断の要旨

##### (1) 先行事件初審命令の履行問題に関する 2. 8. 24 団交申入れについて

2. 8. 24 団交申入れの趣旨は、会社らが、平成 30 年 2 月 1 日分以降、労働者供給の依頼をしなくなったこと（「30. 2. 1 供給依頼停止」）が労組法第 7 条第 3 号の不当労働行為に該当するとして文書交付命令が発せられたことを踏まえ、会社らに対してその履行を求めるものであるから、これは、先行事件において組合らが求めた 30. 2. 1 供給依頼停止の再開を要求事項とする団交申入れとは異なり、先行事件初審命令書の交付を受けてなされた新たな団交申入れであると解するのが相当である。よって、本件初審命令の判断は、2. 8. 24 団交申入れが、先行事件で救済を求めた団交申入れと別の新たな団交申入れがなされたものではないとする点で前提が誤っており、相当でない。

以上のとおりであるから、先行事件初審命令の履行問題に関する 2. 8. 24 団交申入れが新たな団交申入れであることを踏まえ、会社らが当該団交申入れに応じるべきであったか否かを判断すべきことになるが、本件においては、再審査係属中に先行事件初審命令の救済部分は取り消されているため、当該救済命令の履行を求めた団交申入れの拒否に関する救済申立てについては、本件再審査において救済を命ずべきことにならない。

したがって、その余の点を検討するまでもなく、先行事件初審命令の履行問題に関する 2. 8. 24 団交申入れに関する救済申立てを棄却した本件初審命令は、結論において相当である。

##### (2) 欠員補充に関する 2. 8. 24 団交申入れ及び 3. 4. 13 団交申入れについて

###### ア 欠員補充に関する堺臨海生コンの対応について

欠員補充に関する組合らの要求事項は、組合員を正社員として臨海運輸に雇用させることであるところ、堺臨海生コンが、組合員の正社員としての採用や、その基本的な労働条件について、雇用主となる臨海運輸と同視できる程、現実的かつ具体的に支配、決定することができる地位にあると解することは困難である。

以上のとおり、堺臨海生コンは、欠員補充に関して団交に応ずべき労組法上の使用者に該当しないから、その余を判断するまでもなく、欠員補充に関する 2. 8. 24 団交申入れ及び 3. 4. 13 団交申入れに堺臨海生コンが応じなかったことは、労組法第 7 条第 2 号の不当労働行為に該当しない。

###### イ 欠員補充に関する臨海運輸の対応について

###### (ア) 欠員補充に関する 2. 8. 24 団交申入れに対する臨海運輸の対応について

臨海運輸は、欠員補充について労組法上の使用者であると認められるから、欠員補充に関する団交申入れがあった場合には、正当な理由なく拒否することはできない。

臨海運輸は、令和 2 年 3 月に取引先に対して廃業する旨の通知を行ったものの、組合に対して同旨の通知を行っていた事実は認められないこと、2. 8. 24 団交申入れがなされた時点では臨海運輸はまだ廃業しておらず、実際に廃業したのは同年 9 月 20 日であったことからすれば、臨海運輸は、欠員補充を要求事項としてなされた 2. 8. 24 団交申入れに対しては、団交に応じた上で、廃業予定であることも含め、今後の欠員補充の可否等について説明すべきであって、少なくとも廃業が予定されていることは、団交を拒否する正当な理由であるとは認められない。

以上のとおりであるから、臨海運輸が 2. 8. 24 団交申入れに応じなかったことは、労組法第 7 条第 2 号の不当労働行為に該当する。

###### (イ) 欠員補充に関する 3. 4. 13 団交申入れに対する臨海運輸の対応について

組合らは、2. 8. 24 団交申入れの時点では、欠員補充の問題を広く問う趣旨であ

ったところ、3. 4. 1 3 団交申入れに至っては、特に、関生支部と堺臨海生コンが平成21年3月19日に交わした確認書で堺臨海生コンが欠員補充について確認したことを理由として欠員補充の実現を迫及する方針にしたものとみることができる。そして、当該確認書に臨海運輸が関与した事実は認められないこと、組合らは、本件審査を通じ、堺臨海生コンは欠員補充に関して使用者性があり、これに関する団交に応じるべきであると一貫して主張していることも併せ考えれば、臨海運輸が、欠員補充に関する3. 4. 1 3 団交申入れは、もっぱら堺臨海生コンに対して申し入れられたものと受け止めたことには相応の理由があるというべきである。

よって、臨海運輸が3. 4. 1 3 団交申入れに応じなかったことは、正当な理由のない団交拒否に該当するとはいえず、労組法第7条第2号の不当労働行為には該当しない。

### **(3) 春闘要求に関する3. 4. 1 3 団交申入れについて**

組合らが3. 4. 1 3 団交申入れで要求した春闘要求は、会社らに正社員として雇用される組合員の賃金等の労働条件に関する要求と解することができる。

会社らにおいては、3. 4. 1 3 団交申入れがなされた時点では正社員たる組合員は存在せず、近い将来、組合員を正社員として雇用する可能性が現実的かつ具体的に存在すると認めることもできないから、春闘要求に関する3. 4. 1 3 団交申入れに応じなかったことは、労組法第7条第2号の不当労働行為には該当しない。

### **【参考】**

初審救済申立日 令和3年8月20日（大阪府労委令和3年（不）第47号）

初審命令交付日 令和4年11月21日

再審査申立日 令和4年12月2日（中労委令和4年（不再）第38号）

令和4年12月5日（中労委令和4年（不再）第39号）